

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
浜通り看護職員確保支援事業	浜通り地方の病院及び診療所(※1)	1. 看護職員研修等支援事業 看護職員が研修等を受講するために必要な経費及び看護教育担当者(看護職)を育成するために必要な受講費、旅費、謝金等	年額300千円/名	10/10以内	病院 6,000千円/ 箇所 診療所 2,500千円/ 箇所
		2. 看護師等養成所進学支援事業 看護職員が看護師等免許を取得するために必要な修学費用(入学金、授業料等)	年額500千円/名		
		3. 勤務環境改善コンサルタント支援事業 勤務環境を整備するために必要な受講費、旅費、謝金等	50千円/回		
		4. 住宅確保支援事業 看護職員等の住宅を借り上げるために必要な礼金、契約手数料、家賃等	年額750千円/名		
		5. 看護職員子育て応援事業 看護職員等の子育てを支援するために必要な保育料等	年額288千円/名		
		6. 看護職員確保支援事業 就職斡旋コンサルタント等を利用するために必要な手数料、登録料等	400千円/件		
		7. 就職相談会等支援事業 就職相談会やフェア等に参加するために必要な参加料、出展料等	300千円/回		

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所のうち、稼働している病院又は診療所をいう。  
ただし、県が実施する「医療人材確保緊急支援事業」による補助を受けている病院は含まないものとする。

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
初期救急医療確保支援事業	南相馬市 いわき市	南相馬市の休日夜間急患センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営に必要な経費	総事業費から総収入額を控除した額	1/2以内	南相馬市 5,000千円 いわき市 20,000千円